

別記

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委任の禁止

乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委任してはならない。

8 返還

乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 廃棄

乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないように必要な処置を施したうえで廃棄しなければならない。

10 従事者への周知

乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

1.1 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

1.2 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受注者をいう。

2 業務の実態に応じて、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略するものとする。